

# 平成19年度第2回自然再生専門家会議

## 会議録

1. 日 時 平成20年3月3日(月) 10:30～12:30
2. 場 所 経産省別館10階1042号室
3. 出席者
  - (委員長) 辻井 達一
  - (委員) 池谷 奉文            小野 勇一            大和田紘一
  - 近藤 健雄            進士五十八           鈴木 和夫
  - 辻井 達一            鷺谷 いつみ
  - (環境省) 渡邊自然環境計画課長
  - 難波自然環境計画課課長補佐
  - (国土交通省) 井上国土環境政策企画官
  - 西村環境政策課課長補佐
  - 舟引緑地環境推進室長
  - 塚原河川環境課課長補佐
  - 長瀬国際・環境課課長補佐
  - (農林水産省) 伊巻環境バイオマス政策課課長補佐
  - 豊地域整備課課長補佐
  - (林野庁) 小口専門官
  - (水産庁) 青木計画課課長補佐
  - (文部科学省) 出口ボランティア活動推進専門官

### 4. 議 事

【環境省自然環境計画課課長補佐(難波)】 それでは、予定の時間がまいりましたので会議を始めます。なお、鈴木委員は少しおくれてこられるという予定でございます。

まず、会議の開会に当たりまして、自然再生推進会議幹事会の議長であります環境省自然環境計画課長の渡邊よりごあいさつ申し上げます。

【環境省自然環境計画課長(渡邊)】 おはようございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは自然再生専門家会議、19年度に入ってから2回目になります。前回の昨年の秋にやりました専門家会議のときにも少しご意見を伺ったところなんですけれども、自然再生推進法が、ちょうどことしの1月1日で法律ができてから5年が経過をいたします。5年たった時点で5年間を振り返ってレビューをして、さらに改善すべき点があるかどうかを検討して、次の5年に移っていこうとい

うことで、5年間のレビューの作業を今各省と連携しながら進めているところです。

まずは、5年間を振り返って現状と課題を整理・分析した上で、これから次の5年に向けてどんなふうに改善していったら効果的な展開ができるだろうかということはこの春までに関係省庁で連絡・協議しながらまとめていきたいというふうに思っています。

それに向けて、昨年末ぐらいからなんですけれども、レビューのための作業を始めています。全国で19の協議会で全体構想だとか、実施計画とか、協議会でまとめたいろんな資料があります。それを集めて分析をしたり、それから協議会のメンバーにアンケート調査を送って回答をいただいたり。それから、これは1月に入ってからなんですけれども、19の協議会のうち3分の2ほどの協議会の方に直接、3回に分けて東京に集まっていたいて、生の率直な意見を聞くというヒアリングもやってまいりました。そんな作業を受けて、今後5年間のレビューをまとめつつ、今後どんな展開をしたらいいか。そういった改善点をまとめていければというふうに思っています、3月の下旬に自然再生推進会議ということで、各省の局長クラスの会議がございます。その場で議論をし、まとめていければというふうに思っています。

本日は、その取りまとめに向けて専門家の方々からのご意見をいただければということで、3月の間に京都、それからもう一回、2回専門家会議を開かせていただいて、そこでいただいた意見を受けて、先ほどの3月下旬の推進会議の取りまとめに生かしていきたいなというふうに思っております。

そういうことで、本日は5年間、少し各省間で作業をして整理してきた現状と課題についてご説明をした上で、幅広い角度から忌憚のないご意見をいただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【環境省自然環境計画課長補佐（難波）】** 続きまして、本日も出席の委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まず、向かって左側から池谷奉文委員でございます。

辻井達一委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

小野勇一委員でございます。

進士五十八委員でございます。

大和田紘一委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

鈴木和夫委員でございます。

鷺谷いづみ委員でございます。

続きまして、本日は各省より出席しておりますので、各省の紹介をさせていただきます。

自然再生推進会議幹事会は、自然再生推進法の主務省庁であります三省、環境省、農林水産省、国土交通省とあわせまして、文部科学省の四省より構成しております。

まず、農林水産省からでございますけど、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課の伊巻課長補佐でございます。

同じく農水省農村振興局整備部地域整備課の豊課長補佐でございます。

同じく農水省の林野庁森林整備部計画化の小口森林計画官でございます。

水産庁漁場整備部計画課の青木課長補佐でございます。

続きまして、国土交通省総合政策局環境政策課、井上国土政策企画官でございます。

同じく環境政策課、西村課長補佐でございます。

都市地域整備局公園緑地課、船引緑地環境推進室長でございます。

港湾局国際・環境課、長瀬課長補佐でございます。

続きまして、文部科学省生涯学習政策局社会教育課、出口ボランティア活動推進専門官でございます。

最後に、環境省自然環境計画課、渡邊課長でございます。

最後に、環境省自然環境計画課課長補佐の難波でございます。本日の進行をさせていただきます。よろしくお祈いします。

次に、資料の確認でございます。お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は番号がついておりますもので、1から10までございます。1が取組状況という分厚い冊子で、毎回専門会議のときにお配りしているものです。

資料2が実施状況等と書いておりますものです。

資料3が意見交換結果、学会会議との意見交換結果。

資料4がヒアリング調査結果。

資料5がアンケート調査結果、構成員向けです。

資料6がアンケート調査結果、事務局向け。

資料7が文献調査結果。

資料8がパワーポイントで資料番号はつけておりませんが、法に関する現状と今後の検討課題でございます。

資料9が、やんばる河川・海岸自然再生協議会の解散経緯。

資料10が自然再生事業関連制度一覧でございます。

不備がございましたら事務局にお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、専門家会議は辻井委員が委員長に選任されておりますので、ここからは議事の進行を辻井委員長にお願いいたします。

**【辻井委員長】** 皆さんどうも年度末お忙しいところお集まりいただいて、ありがとうございます。先ほど、渡邊さんからもお話があったように、もう一回、3月19日になりますが、ございますので、これもまたよろしくお祈いいたします。

きょうの議題というのは、自然再生推進法に関する現状課題の把握・整理、その結果というのが議題になっていますので、説明を事務局にさせていただいて、その後ご意見を伺うということにしたいと思います。よろしくどうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（難波）】 それでは、事務局より資料の説明をさせていただきます。

資料はまず資料2と8をあわせまして、パワーポイントの方で説明をさせていただきたいと思います。

それでは、説明いたします。内容は資料2もあわせて、この資料8でありますパワーポイントでご説明いたします。

主な内容ですけど、再生法に係ります検討スケジュール、今回の検討スケジュールをまずご説明いたします。その次に自然再生に関する意見、幅広い意見をお伺いしました。これは、これまでいただいた意見です。今回検討に当たって把握した意見ではなくて、これまで把握した意見、お聞きしている意見と若干今回の意見も織りまぜております。

次に、民間団体等による自然再生活動、これはこれまで5年間における活動の状況を少し絵にしております。自然環境学習の実施という大きく四つに分けてご説明させていただきます。

これが、今回の検討スケジュールですけど、前回11月の専門家会議でも少しご説明させていただきましたと思いますけれども、それと同じようなもので、少しリニューアルしております。左側のピンク色のところがございますけど、これがこれまでの大きな動きでして、11月末に第三次生物多様性国家戦略が閣議決定されまして、その後、この推進法が、再生法が15年1月1日施行のものが20年1月1日をもってちょうど5年が経過し、6年目に入ったということがございます。

今回の検討は、法律の中で、この法律の施行が5年を経過した場合に過去5年間の施行状況をレビューしまして、必要な措置を講ずるということに基づいていますので、ちょうど5年たちましたので、検討に入っているということです。あわせて事前から文献調査の検討をしておりました。それと、その下にあります基本方針ですけど、見直し。これは法施行から3カ月おくれでできておりますけど、これにつきましても法律上、おおむね5年ごとに見直すということがございます。これらをあわせて、今回作業を行っているところでございます。

全体の動きからしまして、次に右上の紫で大きくくくっているところですけど、ここの作業は再生法の主務省庁における作業の状況です。上の2行目にあります法の施行状況の検討と必要な措置の抽出という、大きくこのことを実施しております。

黄色の部分ですけど、自然再生推進会議というのがございます。これは主務省庁と文部科学省の四省の局長会議ですけど、その推進会議幹事会というのが、きょうの場のメンバーでして、推進会議でこの政府の方針というのを最終的に黄色の枠の一番下の赤い字があ

りますけど、ここでこのレビューの結果をまとめるということをしております。そこに向けてこれまでに11月からですけど、青字で書いています文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査、意見交換等を実施してまいりました。文献調査は主に法にまつわる書物で、全体構想とか、実施計画とか、そういうものを見てまいりました。アンケート調査は実際にこの法律の枠組み手法を活用されております協議会の方々にアンケートをしております。これは構成員と事務局と、構成員は事務局も含まれますけど、分けてアンケートをしております。あとヒアリング調査といいますのは、アンケートをさらにより深く追求するために実施したもので、協議会の方々、1協議会当たり2名、約2名ですけど、東京に来ていただきまして、ヒアリング調査をしてしております。13協議会に来ていただいております。あと、意見交換ですけど、日本学術会議の自然環境保全再生分科会、委員長は鷲谷先生なんですけど、その意見交換をさせていただきました、分科会の中です。それらの把握・結果をもとに現状課題の把握・整理を行いまして、それが今の段階です。

この後、右側に緑のところ書いています専門家会議3月3日とありますけど、ここで検討内容の意見を伺いまして、総合的にこの後、必要な措置案の検討をしてまいります。検討結果の案を作成しまして、再度3月19日に専門家会議でこれに対するご意見を伺うということをご予定しております。最終的に推進会議、局長会議で取りまとめると。ここで、政府案を取りまとめるということを考えております。

これらの検討結果が次年度以降になるとは思いますけれども、それぞれ下に矢印があります必要な措置への対応、これはいろんな措置が、制度の見直しとか、いろんなことが考えられると思いますけど、それを主務省庁において、それぞれ行っていく。また、自然再生基本方針案の作成を環境省で行っていく。この基本方針は、法律上は環境省が案を作成しまして、農水、国交省と三省で協議して閣議決定に持っていくということになっています。とりあえず、これらの検討結果を踏まえて、環境省が案を作成するという作業に入る予定でございます。

これが、再生推進法の大きな概要です。この法律は、こういうフローで書けますので、これが一覧で、よくご存じだと思いますけど、自然再生専門家会議が右の下にピンクで書いておりますけど、通常は実施計画が出たときに対する意見ということで、開かせていただいておりますけど、今回は推進会議の専門会議から2つ矢印が出ておりますけど、上の方に書いている矢印の方ですけど、推進会議における連絡調整を図る際に行う専門家会議という位置づけで実施させていただいております。

次、これからが実際の今の状況、施行状況を少しお話させていただきます。今19協議会、全国でございます。その地図ですけど、内訳は次のページにございまして、これがそれぞれの19年度の内訳で、ここでは右下のところを少し説明させていただきます。右下に赤字で少し数字が書いておりますけど、一番左が構成委員数で、1,160の個人団体になっております、19協議会を合わせてです。その右の16ですけど、19協議会中、

16 協議会において合意形成の末、全体構想が既に作成されております。

その次の14、14の実施計画が8協議会で14の実施計画が作成されております。一番多いのは、複数作成されておりますのは、釧路湿原の6、霞ヶ浦の2となっております。随時、構想に基づく実施計画を作成中ということでございます。実施計画作成のところにつきましては、事業にかかり始めたと言っていいと思えますけれども、そういう状況になっております。

これが、主な意見ということの一つ目ですけど、これまでの自然再生専門家会議におけます主な意見。主な意見の中でも今回の検討に関する部分、自然再生の枠組みに関するご意見ということで、抽出して四つにまとめてみました。

一つが①ですけど、事例の積み重ねが必要であること。これはまだまだ始まったばかりということで、着実に推進していくことが必要だというご意見を伺っております。

二つ目が、自然の復元力やサイクルを考慮すること。これは、自然再生を推進していく上での重要な事項ということで、基本的にはこういう考え方が必要だということを常々おっしゃっていただいております。

三つ目が、これが対象区域の話ですけど、海域も含めた下流生態系とのつながり、沿岸域も含めた流域圏との関係も考慮する必要があるということ、海も重要であるということ、を伺っております。

それから4点目ですけど、これは一番多いご意見だったんですけど、国土全体という視点が必要であると。全体の中での日本における自然再生とは何かということを考える必要があるというご意見を多々伺っております。

これが、これまでの専門家会議における主なご意見です。

次が、国家戦略、11月に掲げました第三次国家戦略の内容、自然再生に関する部分を2ページに分けて簡単にご説明いたしたいと思えます。

一つ目が目標設定のあり方ですけど、こちらの方は自然の復元力がサイクルを考慮する必要があるという専門家会議のご意見を踏まえて書かせていただいております。

2点目が科学的な知見に基づく実施ということで、劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であるということを書かせていただいております。

3点目が評価なんですけど、さまざまな評価、これをうまく見出していくことが大切である。その中で社会経済的側面も期待されるので、これによるいろんな評価ということも適切に行うことが必要であるということを書かせていただいております。

次が、今後の展開ということで、2ページ目でまとめておりますのが、技術的知見の蓄積というところで、着実に行っていくと、今後とも行っていくということを書いております。

二つ目が全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進ということで、これは生物再生総合評価の評価結果のところ、生態系ネットワークの構想という全体的なものを踏まえ

まして、地域レベルで蓄積資料等をもとに自然再生の必要な地域を見出して展開していくということが必要であるということを書かせていただいております。

3点目が民間、また民有地で実施する自然再生活動の支援ということで、これは多様な者が対等な立場で役割分担をもとに推進していくんですけど、その中でも民間団体の活用というのも地域においては重要であると。その辺の社会全体の支援ということも必要であるということを書かせていただいております。これが第三次国家戦略における再生の部分の主な概要でございます。

次が、今回5年見直しの検討に当たりまして、いろいろ各市町村行いました構成員向けのアンケート調査で、その中でいただきましたご意見を若干エキスの部分になりますけど、ご紹介いたします。

技術的知見の集約・提供ということで、これは各種情報を集約し、活用する仕組みが必要。特に簡易なモニタリング手法などということで、全国で自然再生というものを19協議会で実施しているんですけど、それらで悩みつつ実施してきました情報をみんなで共有するような、そういう仕組みがあってもいいのではないかとということをご意見としていただいております。実際、この対応に関するところで、平成18年度から法定協議会の情報連絡会議というのを西と東に分けて実施しております。各協議会から約2名集まっていたかまして、どこか1カ所で集まって、現地視察をして意見交換をするという。その中でもかなり横のつながり、連携が図られるという状況でございます。それらをもっともっといろんな形で情報を活用できる仕組みが必要であるというご意見をいただいております。

次が技術的アドバイスによる支援。これは適切なアドバイスが受けられる仕組みが必要。例えばですけど、アドバイスの支援先というのは多々想定されますけど、専門家会議というご意見も結構ございまして、今、実施計画作成段階におけるご意見というのがございまして、例えば全体構想の作成段階、実施計画の作成段階、またこれらの見直し段階とか、合意形成の段階で生じた課題など、これらに対して客観的なアドバイスがいただける機関があれば助かるというご意見をお聞きいただいております。

それから、経費の問題ですけど、モニタリングの継続・実施のところですね。これらに関する、今後事業実施後、長期にわたる運営費のようなものですね。そういうものが、先行きの見通しが余り立たないという状況でございまして、これらに対する支援がほしい。民の方の支援もあわせてですけど、そういう声が多かった状況です。財政上のところでの課題であります。

これに関して、民間団体が行う自然再生活動への支援の事業、これは行政における支援の状況ですけど、今どういうメニューがあるかというのを少しご紹介したいと思います。

まず、地球環境基金、これは環境省ですけど、これは国内・国外ともあるんですけど、民間支援ができます。その中のいろんなメニューがありまして、その中の一つに自然環境の保全等のメニューもございまして。これは実際に過去の実績を少し見えますと、法定協

議会に関しても、3カ所ほど今既に構成員が活用されているというところがございます。平成5年からできております制度です。

次が、グリーンワーカー事業、環境省でございます。これは直接支援というよりも、事業主体はあくまでも環境省ですけど、地域住民と共同で地域の団体も含めて共同で実施するというもので、またエリアも自然公園地域、主にそちらの方に限られるということがございます。これも法定協議会の中でも多々活用されておると思います。自然景観保全・形成、野生鳥獣、植物との共生を図るための地域住民等の保養という形になるんですけど、それを実施する事業でございます。

次が農林水産省ですね。農村景観、自然環境保全再生パイロット事業、これは18年度の新規創設された事業ですけど、NPO等に支援できる、NPOが活動主体になれる事業です。集落の景観保全、豊かな生態系、自然環境の復元等の活動に支援するというところでございます。

最後が、これは環境省ですけど、普及啓発活動への支援、自然再生活動推進費、こちらは地域で自然再生の熱を高めるための普及啓発活動に対して、主に地方公共団体と共同で環境省が実施する事業でございます。これも平成14年ないし15年、後で資料10の方でちょっと見ていただければわかると思いますけれども、それから始まった事業でして、毎年全国十数カ所で環境省が主体になって連携して実施している状況でございます。

次に、これらの今ご紹介しましたメニューを組み合わせ活用している事例というのを少しご紹介いたします。阿蘇と次に石西礁湖があるのですが、まず阿蘇は平成19年度予算ばかりを少し集めてみました。左からいきますと、先ほどの農水省のパイロット事業で草原再生シールの生産者の会の方々、これらの普及啓発活動、草原の価値を知る草原体験教室等をシールの生産者の会が主体となって実施されております。

その下にいきますと、これは環境省の直轄事業ですね。草原管理のための維持管理の省力化のために、いろんな場の整備をしております。現在、樹林の除去をして、輪地切りの延長を少なくするとか、輪地切りの省力化のために、モーモー輪地切りといいまして、電気柵をつくって、そこで牛に草を食べさせて輪地をつくってしまうという。ほかに恒久輪地という道路も兼用のものをつくったりもしております。

その右がグリーンワーカー事業です。これは草小積みをつくっているんですけど、景観維持のために、これは阿蘇グリーンストックというところが主体となって行っております。環境省が主体ですけど、阿蘇グリーンストックと共同で実施しているということでございます。

その上が地球環境基金、同じく阿蘇グリーンストック、これは維持管理ですね。輪地切り、野焼き支援のボランティア活動にこの基金を当てているということです。

その上が相互環境学習、これも地球環境資金ですけど、九州バイオマスフォーラムというところが、草原を使うプロジェクトということで、主に小学校2校を対象にしまして、

野草で和紙をつくるなどの環境学習を実施しております。

次が石西礁湖、これはちょっと古い年度もまたがっていますけど、右上が19年度で、自然再生事業、環境省です。これは主にサンゴ群集の修復を海で行っている事例です。その右下ですけど、環境教育プログラム、これは自然再生活動推進、輪を広げる方ですね。これをサンゴ礁ティーチャーズガイドというのを作成している例がございます。その左がオウミヒトデの駆除とか、モニタリング、こちらにつきましては、グリーンワーカー事業とか、地球環境基金で地元の民間団体が実施している事例でございます。これらにより、行政におきます民間支援のメニューを活用していただける事例がございます。

それから、民が多いんですけど、民間団体が民有地で行う活動事例ということで少しまとめました。釧路ですけど、トラストサルン釧路ですね。こちらの方がトラスト地で荒廃地の修繕を実施している事例ですね。阿蘇ですけど、NPO法人の阿蘇花野協会、こちらの方はトラスト地をつくるというのもあるんですけど、土地の購入、それとあわせて維持管理、野焼き、輪地切りもしますし、さらに環境学習も実施するというのをあわせて活動されている協会でございます。

次が、同じく民間団体が公有地で行うという事例を少しご紹介いたします。これは檜原湿原、九州の佐賀県、檜原湿原を守る会が県有地で湿原の保全を実施しております。あと神於山、これは大阪府岸和田市におけます里山の再生ですけど、NPO法人神於山保全クラブが岸和田市の市有地で里山の整備を実施しております。神於山保全クラブにつきましては、平成17年度に実施計画を大阪府と共同で作成しております。こういう取組がございます。

次に、地域住民が活動されている事例ですけど、これは山口県の中央部を流れます樫野川ですけど、樫野川の河口域ですね。干潟の再生を行っているという事例がございます。これはアサリ等の二枚貝の生息環境を改善しようということで行っているものですけど、流域の住民、これを200人単位で年に数回行っている活動ですけど、豊かな砂干潟の再生活動に参加されています。これはアサリ業が衰退してきた関係で海の働きかけがなくなりまして、今、干潟が硬質化、無機質化しております。これを改善するということで、ここで行っておりますのは、人力で干潟の耕耘、トラクターも一部使っていらっしゃいますけど、また竹柵の設置、これはナルトビエというエイが来てアサリを食べるというようなことで、一部設置したりしております。

このほかにもいろんな活動をしているんですけど、この地域の方が参加されている活動の一つです。あと真ん中の下にありますアサリ個体数の調査、その後、満ち引きがありませんとすぐにこの山はなくなってしまうんですけど、砂の柔らかさだけはずっと残っているということで、それで稚貝がふえているという状況が確認されております。

次が阿蘇ですけど、これは消費者も巻き込んだ活動ということで、阿蘇におけます循環型社会の形成ということで、野草資源をいかに利用するかというところがございますけど、

野草堆肥を用いた農産物に草原再生シールというのを張りまして、これを消費者が購入することで地域全体での取り組みを推進していくという活動がございます。

次が、これが先ほどの大阪府の神於山です。里山の再生。これは民間企業が社員の方が多く参加されて里山の保全再生活動を実施されているということです。これは大阪府の岸和田市の市有地ですね。公有地において大手電気メーカーの社員の方が活動しているんですけど、これをつなぐ制度として大阪府がアドプトフォレスト制度、お見合い制度ですけどもあります。これを活用されたということです。事業者はここでいいです大手電気メーカーの社員ですけど、それと森林所有者、岸和田市の仲介の制度を活用されたということがございます。これをここでは、先ほどの神於山保全クラブと隣で今の電気メーカーの方が活用されております。

最後ですけど、こちらが自然環境学習の実施ということで、釧路の例を少し挙げさせていただいております。自然環境学習といいますのは、いろんな形で実施しておりまして、まず青いところをベースにした左の大きいところ、これは全体構想の中でも記しております自然再生の対象区域、全体における活動ですね。地域におきまして、自然再生の必要性とか、自然環境の重要性等を普及啓発する。そういうものであります。釧路におきましては、全体構想以外にも自然再生普及行動計画というものを作成しまして、方針を作成して、これに基づく各プログラムを随時企画して毎週実施しているという積極的な取り組みがされております。

また、右下の少し紫で囲っている方は全体構想に基づく実施計画。実施計画の中での自然環境学習プログラムというのを整備しておりまして、ここでは主に再生事業地を活用して、その過程を見て学習に十分に活用すると。これは法律でも基本方針でも、その旨を明記しておりますけど、それを行っているという状況がございます。ここでは達古武における自然林再生の活動の中で、それを有効に理解していただくようにプログラムを作成して実施している状況でございます。

以上が今まで、この5年間の取り組み状況というところをご紹介したものでございます。次に、資料でご説明します。

まず、資料1でございますけど、資料1は通常毎回専門家会議で配らせていただいております各協議会の取り組み状況ということですね。前回の専門家会議のご指摘を踏まえまして、文字のところの並びを少し変えました。主なところですけど、例えば5ページの釧路湿原を開いていただきますと、この項目がそれぞれ協議会によってばらばらだったのを統一したのと、それと5ページの下の方にあります進捗状況をそれぞれ載せておりますけど、書ける範囲ですべてにおきまして進捗状況、今何をしているかというのを記載しております。

それから、こちらの説明はちょっと省略させていただきますけど、資料2は今パワーポイントの中であわせてご説明した部分です。

次は、資料3です。資料3が、こちらが学術会議自然環境保全再生分科会との意見交換結果ということでご説明したいと思います。

これは2月19日に実施しまして、参加者が一番後ろの4ページ、最後のページになります。鷺谷委員長を含め10委員の方にいろんな意見を伺いました。行政側は各省が参加して意見交換をさせていただいたという経緯がございます。

内容ですけど、1ページの真ん中あたり、意見交換結果（概要）というところです。

まず、1点目、流域の視点が必要である。これまで以上に流域の視点が必要であるというご意見をいただきました。現在の取組状況のところ、それに関する状況ですけど、下に少し書いております。基本方針の中で周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮する必要があるということを書いておりまして、既に作成しています全体構想の中でも釧路、竹ヶ島でそれに関する取りまとめとしております。流域に関する取りまとめが記載されております。

次に、2ページ目の上でございます。2点目のご意見として地域レベルで産業と関連づける必要があるということがございます。こちらの方は今の取組状況ですけど、これも全体構想の中で、4協議会の全体構想が書いております。上サロベツで農業の振興、これは酪農ですね。それとの関連。また地域づくり、これはエコツーリズム、ルーラルツアー等ですね。あと竹ヶ島は地域漁業との関係。阿蘇は牧野組合ですね。酪農、畜産業との関係。あと石西礁湖は持続的な利用。この利用は大きく三つございまして、漁業と観光業と海上交通という三つがございまして、適切な利用の推進を図ることが盛り込まれております。

次に、2番目、各種事業制度について。これはアンダーラインのところを読ませてくださいと、自然再生に関する制度を統合一括すべきだというご意見がございました。これは各省でばらばらとやるのではなくて、一括してはどうかというご意見。それと税制優遇措置、寄附金等があれば、それがこういう趣旨のものにはあってもいいのではないかとということと、3点目が民有地での再生事業をさらに推進する必要があるということがございました。

ここでの取組状況の関連としまして、民有地という特化したものはございませんので、民間団体等への支援ということで読みかえて申しますと、これは先ほど申しました地球環境基金とか、グリーンワーカー事業とか、農村景観・自然環境保全パイロット事業等が現在ございまして活用されております。

次に、合意形成のあり方、こちらについては協議会内に科学的な見識に立った調査研究チームとか、二つ目の研究プロジェクトとして実施していくということをもって、だれもが理解できる客観的なデータ、今後の方針等を示すことによって理解促進、合意形成につながるものではないかというご意見をいただきました。

その次に、自然再生を総合調整するヘッドクォーターが必要である。何かと縦割りに見

えるというご意見がございました。

それから、最後ですけど、全国的視点に立った自然再生の推進、これは第三次生物多様性国家戦略でもあります全国的、広域的視点、これに関する進め方ですけど、まずはこういうところが必要ではないかというご意見をいただいております。ラムサール条約湿地、世界遺産地域、こういうところが優先度は高いのではないかというご意見です。この理由としましては、自然環境データの蓄積が登録時にあって、かつ地域の熱意も高いということでございます。

以上が簡単ではございますけど、学術会議自然環境保全再生分科会からのご意見でございます。

その次に資料4、協議会のヒアリング調査結果でございます。どのような形で行ったかというところですけど、1ページ目の3のところにあります3回に分けて4・4・5の合計13の協議会にお集まりいただきました。メンバーは次の2ページにございます。それぞれ会長、副会長及び事務局の方に来ていただいております。

内容ですけど、4ページ、5ページの2枚に集約しております。こちらは議事録からいろんなご意見を集約して、さらにグルーピングをしたものです。採用といたしますか、ここで載せている意見というのは全部で80件の意見をグルーピングしたものです。

これも簡単にご説明しますと、まず1番目として再生法のメリット・デメリット、こういうことがメリットだと感じられているところが、多様な者が参加する。法に基づく取り組みでありますので、合意形成とか、地域の理解が得られやすい。また関係行政機関の連携がこの枠組みを持って図られるというのがございました。

次の2番のデメリットの方ですけど、目標の具体的な設定が難しいというご意見がございました。また保全に関する実施計画が余り想定されていない。何か再生という工事をするというイメージがあって、維持管理とまた保全すべきところをどう守っていくかというところが、この基本方針には余り想定されていないのではないかというご意見がありました。これは、想定されていないわけではないのですが、読みにくいということだと思います。

次は、持続的な財源が不確定。これは当初の段階ですけど、通常の事業があって、その中で第三者委員会にご意見を伺っていくというやり方ではなくて、多様な者が集まって構想も検討して、多様な者が主体的に構想を練って、それをもとに実施計画をつくっていく。そういう意味では、その先どんな実施計画ができて、どれぐらいのレベルの事業が、規模ができるのかというのが見えない段階で、将来的にこれらを検討した結果、財源がついてくるのかというところが不確定というご意見がございました。

2点目が本題でございまして、現状課題ということで、財政上の措置に関するご意見が多かったです。

一つが協議会の運営経費。2点目が事業費、特にその中の民間団体の活動経費。3点

目、4点目が今後の課題ということで、モニタリング、維持管理費、これは細く長く必要になっていくもの、これをいかに確保していくかというのが現状課題であるというものがございました。

あと基金ですけど、協議会において基金を創設できたら、特に運営経費とか、モニタリング、維持管理について余り不安がなくなるのではないかと。そのために税制上の優遇措置とか、また協議会が基金を創設できるような情報があればいいというご意見がございました。

最後に、各種事業制度に関する情報。今現在活用可能なもの、多々あると思うのですが、それを統合して、また活用事例も含めて情報提供があればいいというご意見もございました。

2点目ですけど、協議会の組織・運営に関して必要な事項。法律上は組織・運営に関しまして必要な事項は、協議会が決めるということになっておりまして、あくまでも運用事項にあると思いますけど、今現在の現状課題に対して、そうはいえども効率的に実施している事例があれば紹介いただければ助かるという内容のものでございます。

一つ目が組織ですけど、構成員の要件、活動者に限定すべきとか、呼びかけ人の要件、これはNPOでも発意可能であることの明確化。この1点目の活動者に限定すべきとか、だれもが発意できるというのは、今の基本方針でもその旨記しているのですが、それがわかりにくいというご意見でした。3点目もそうですけど、組織化時の届け出。今、法定協議会を組織化した段階で、何も認定もなければ何もないのですが、とりあえず主務省に連絡するぐらい、そういうワンポイントがあってもいいのではないかと。初めてアプローチするのが、主務大臣のアプローチが実施計画作成後ですので、一つワンポイントぐらい置いてもいいのではないかとというご意見がございました。あと関係行政機関の横断的連携、これはまだまだ足りないというご意見がありました。

次に、温度差ですね。関係行政機関等の温度差、これは特にその下の地方公共団体も含めてですけど、かなり温度差がある。いろんな面で温度差があるということ解消するように行政側も努力すべきだというご意見がございました。

次の5ページ目の上ですけど、評価手法及び体制、これはモニタリング評価を今後実施していく上で簡易なモニタリング手法、また体制とか、これらを含めまして、これらが課題になっておりますので情報があればいいというご意見がございました。

それと一番下、森・川・海の関係の定量的な評価手法。これは干潟の協議会からのご意見だったんですけど、干潟の取り組みでも、森林の取り組みでもそうですけど、それらすべてが関係している中で、この取り組みによって、ほかの地域、上流域、下流域においても、こういう効果があるということをうまく表現したい。でもなかなかそういう評価手法というのがないというところがありました。そういうものがあれば、もっともっと幅広く地域を普及啓発していく材料になるのではないかとというものでございました。

次に普及啓発ですけど、これはさらなる実施ということですけど、関心の薄い方へのアプローチ手法。いつもメンバーが固定されているので、もっともっと新たな方を取り込んでいくような部分が必要ではないかという現状課題があるということでした。

次が情報提供、これはいろいろございまして、研修制度の創設、これもいろんな研修制度という、資料というのでもいいということもありましたけど、組織化時にまず第1回、第2回の協議会ぐらいは自然再生の考え方が構成員の方々さまざまであるということですね。そういう公園整備ということで来られる方も結構おられるということがあって、いろんな考え方ございまして、一般的にこういうものであるという何か自然再生に関する情報があれば、協議会の効率化に少しつながるというご意見がございました。あと講師の派遣とか、先ほど繰り返していいですが、専門家会議による現地視察とか、そこでのご意見を伺えたらいいということがありました。それと再生法の運用に関する情報提供、これは手続ですね。この枠組みに乗ると、今後どういうふうな手続を踏んでいくのか。これは法を見ればわかるのですが、具体的にどうかというのが見えにくいというご意見がありました。

維持管理への協議会の関わり。これは協議会の中での一構成員の方の市民団体が事業地の維持管理をされている例ですけど、その中で随時維持管理における問題が協議会に寄せられるんですけど、それを協議会としてどう受けとめていいかという悩みがあるというご意見がありました。

6番目が循環型社会の形成。草原再生の例でしたけど、草原を公共財として見て、もっともっと循環型社会の形成していく支援を国でいただければありがたいということがございました。特に農水省さんへのということが、この中ではございました。

その次に自然環境学習ですけど、環境学習に対する文部科学省への取り組みへの期待、学校連携への積極的支援。これは各協議会で学校にアプローチして、自然環境学習を実施しているという例がありますが、国において一斉に号令をかけていただくと、もっともっと動きやすいというようなご意見でございました。

次が基本方針の見直しというところがございます。基本方針は、ここを直したらいいのではないかといういろんなご意見がございましたけど、簡単にご説明いたします。

1点目が人工エネルギーの利用の可否ですね。これは持続的という面からするとそれに反するようなことなんですけど、湧水が出たところがなくなったとか、緊急回避的なところでも一部ポンプアップしてもいいのかどうか、そういう悩みがあると。もしいいのであれば、基本方針の方で条件つきでも構わないということがあれば、積極的に動きやすいというのがございました。

あと周辺区域との協働の明確化、これは水循環において地下水上昇、地下水の低下への対策を周辺も協働で取り組んでいくという必要があるというところがございますけど、そういうところでは、必要であれば周辺区域も協働を働きかけていくということも基本方針の中であればいいというご意見がございました。

次に、社会学的要因を踏まえた自然環境の劣化要因の検討ということで、社会学的要因というのが、そもそも劣化の要因といたしますか、前段のものでございますので、これがあって劣化したというのがございますので、もっともっとそちらの方を重視するようなことも基本方針の中で明記してはどうかというのがございました。

科学的知見を誰もが理解できる記載にすること。科学的知見というのはどういうものなのか、言葉自体が理解しにくいというのもございましたけど、過去の経験とか、そういうものも入るのかどうかというのを少し解説していただければ助かるというのがございました。

あと地域特性をより重視する。これはこういう基本方針をつくることによって、全国統一化されるようなことがないように注意してほしいというご意見がございました。里海の追加というのがありましたけど、これはもう既に先生方からいろんなご意見がございましたけど、こういう言葉もあってはどうかという一つご意見があったということをここで記させていただきます。

最後は、維持管理に関する実施計画ですけど、既に二次的自然のところといたしますのは、維持管理自体が自然再生になるということで、そういうものでも実施計画がつかれる。もちろん今現在もつかれるんですけど、なかなかわかりにくいので明確化すべきだというご意見がございました。これが自然再生協議会からのヒアリングの結果でございます。

次に、アンケート調査結果、資料5です。構成員向けのアンケート調査結果でございます。こちらの方は12月下旬から1月下旬まで行いまして、実際のところ1,160のうちの協議会事務局の4分の1以上には配付していただきたいということでお願いしたんですけど、実際には113の構成員の方から回答いただきました。

質問が11ございまして、それぞれにすべて回答をいただいた方もおられれば、半分ぐらいの回答の方もおられました。今の内容はちょっと飛びますけど、4ページ以降ずっと9ページまであって、これもグルーピングして、そこでアンダーラインを引いてありますところが少しありますけど、今のヒアリング以外のところ、資料4でご説明した以外のところのものです。これは少し時間がかかりますので、ここは省略させていただきますけど、これも主体別にまとめたものを2ページ、3ページにつけておりますので、この2枚で説明をさせていただきます。

構成員の主体ということで、初めに専門家の方、協議会の中の専門家の立場の方ですけど、財政上というのが2点ございました。これは財政の中でも協議会の運営費ですけど、運営費の確保が必要。この理由としまして、協議会の回数を十分に確保する。議論が大切だということがございました。モニタリング経費、これも科学的に意味のあるものですので、十分に行う予算が必要であるというのがございました。

次、NPOの方と民間団体の方ですけど、財政上の措置ということで、これは活動費とか、運営費とか、モニタリング経費がございました。

あと合意形成手法ですけど、多数決による決議が跋扈しておりますので、時間をかけた

議論が必要だということでもあります。

あと普及啓発ですけど、もう少しわかりやすく地域住民の方に伝える必要があるのではないかというご意見がございました。

次に、行政の方からのご意見ですけど、財政上ですけど、これが運営費とか、維持管理費ですね。将来的に持続的に必要になる予算をいかに確保するかというのを課題として持っているということです。普及啓発というのも多くて、地域の気運が醸成されるような内容の充実というのが課題であるというご意見がございました。

また個人の方からですけど、合意形成手法として委員の方が多いため、会議のルールづくりが必要であるとか、構成員の選定の工夫とか、多様な者の参加というご意見がございました。特に民間団体が活用されている中で、企業の参加促進というのが、今後必要ではないかということがございました。

あと普及啓発の中では、多面的な効果が再生にはありますので、これをもっと広く地域住民にどういう効果があるのかというのをうまく説明したらどうかというご意見がございました。

次に資料6、こちらは事務局向けアンケートでして、これは法の施行状況を淡々とご説明しているような内容になっています。これは自然再生基本方針に沿ってどういうことがなされてきたかというのを説明しております。

現状課題というのはないのですが、その中で何点かだけ少し説明いたしますと、5ページの左のところです。左の真ん中あたりですけど、科学的調査の評価方法のところ、分科会、小委員会ですけど、こちらの小委員会の方は17協議会で設置されていて、ケース・バイ・ケースで個別課題ごととか、再生のエリア別とか、技術は一つの協議会で、技術、事項一括型というような主に3タイプがございまして、それぞれに専門家の方が参加されているという状況がございました。

その下、4-1のところですけど、複数の各実施者が自然再生に係る、各実施者といえますか、複数の実施計画があるところの工夫点ですけど、ポツが2つあります。配慮事項として、これは釧路湿原なのですが、資料を一括保管するとか、多岐にわたる自然再生事業の全体的な状況を容易に把握するような工夫をしているということがございます。資料の一括保管ということがございます。

次に、右側の6-1、全体構想の柔軟な見直しというところで、これは一つ見直したところがあります、全体構造。荒川太郎衛門地区ですけど、そういう状況をまとめております。これは旧流路を中心とした止水環境の保全というのが当初あったのですが、変更事項として荒川本線と旧流路を連続させた流水環境を加えること。これによって河川環境の再生を目標とするということに変更されているというのがございます。

その下、7番ですけど、人材の育成というところで、7ページのところに協議会内における人材の育成ですけど、上のポツが四つありますけど、一つ目と三つ目をご紹介します

と、一つ目が小委員会の検討を踏まえて、湿原の解説員というのを構成員みずからが勉強して解説員となって活躍されている例とか、あと三つ目でいいますと干潟の観察会を開催して、そこで勉強された方々がフォーラム等で発表されているというようなことがございます。それと資料7ですけど、すみません、飛ばしまして。文献調査です。

ここでは、全体構想、実施計画の内容を分析したものでして、ちょっとページがついていなくて申しわけないのですが、それをまとめております。これは他区全体構想実施計画の個表をつくりまして、傾向を見たものです。その結果だけを載せておりますけど、まず一つ開いていただきますと、見開きで全体構想を書いております。黒のポツのところを説明しますと、左の上の方に現状課題、黒のポツがあります。上下流とか、海域への自然的・社会的なつながりが想定される場合においても、劣化した自然環境のみを区域としている事例があるという、そのあたりが課題ではないかというふうに考えております。

その右ぐらいに黒のポツがありますが、これは役割分担のところ、役割分担は明記されて、全体構想は明記されているんですけど、主体的に行うものがはっきりしないという例がございました。

それと下の方、これは全体構想の中での自然環境学習です。この中では対象区域における学習の方向性を示すんですけど、その位置づけですね。内容におきましても、また記載箇所におきましてもばらばらであったという、少し統一感が図れるような工夫が必要であるということを考えております。

次のページ、こちらの方が実施計画です。14実施計画を分析しました結果を見開きで書いてあります。この左の方のページ、一つ黒ポツがあります。これは当該再生地域と周辺地域の関係、また保全上の意義及び効果ですけど、この中で周辺地域との関係というのは、再生事業地と周辺地域の関係というのは明記されているんですけど、ネットワーク的視点というのが比較的少ないという課題でございました。

その一番下、これは自然環境学習で、これも全体構想と同じですけど、位置づけが明確ではないと。書いている箇所も事業実施の一メニューとしてあったり、その他必要な事項としてあったり、箇所もばらばらでありましたので、少しこの辺を統一するような工夫というのが基本方針の中でも必要かというふうに考えております。

次に、右の方、維持管理、事後モニタリングですけど、これが順応的管理を実施していく上での方針を示すことが課題、管理基準値の設定というのは、なかなかそのデータがないと難しいというのもあるんですけど、そういう順応的管理の実施という視点が課題かなというふうに思っております。

あと情報発信、下のところで、今、関心を示していない方々の理解を得るための工夫が必要という、そういう内容があればいいということを考えております。

最後に、資料9と10、これは簡単に説明いたします。これは今までの専門家会議の宿題ということでございます。

資料9、これはやんばるの解散、昨年1月に開催しておりますけど、その教訓というのもよく整理しておくべきだというご意見がございました。これは1点だけご紹介しますと、その経緯としてあらわしておりますのが、四角の中の4行目の自然再生の対象とか、保全の考え方、こちらの合意形成が図られなかったということが主な要因でございます。

それと資料10、こちらの方が再生事業の関連制度の一覧。これは三省の関連する事業一覧表を、これは三省で作成したものですけど、これは前回の専門家会議で自然再生事業にこれまで幾ら使ってきたのか、今後幾ら使うのかと、お金の全体像とか、法定にかかわらず、法定外も含めた全体像を把握すべきではないかというご意見がございました。それで金額について集計を試みたんですけど、なかなか自然再生も含めた事業として実施しているケースが多くて、総事業費についてはわかっても、その部分の支援再生部分ってなかなかわからないというのがございまして、情報のレベルもまちまちになってしましますので工夫しました結果、全体の事業制度ということをもってかえさせていただけたらというふうに思って作成した次第でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

**【辻井委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、まさに相当のボリュームなんですけれども、今の説明がありましたことについてご意見を伺いたいと思いますが、要するに19日のまとめに向かってということになりますので、どうぞお含みの上、ご意見をいただきたいこう思います。

ちょっと長いんですけど、どこからでもということでもよろしいでしょうか。どうぞ、どなたかございましたら。小野先生ございませんか。

**【小野委員】** 大変、網羅的な項目でございまして、詳しく説明していただきましてありがとうございます。私、前からこの問題を考えるのに、一番大きいのはやはり財政の問題だと当然思っているわけでありますが、今、各協議会がそれぞれ会議費でも相当ご苦労なさっているという状況はよくわかりますが、基本はやはり、私は九州地方整備局の事業評価委員をさせていただいているんですが、そのときに出てくるのは、必ずB/Cの問題が出てくるんですね。コストに対してどれぐらいベネフィットがあるか。これ1を超さないと事業できないという形になっておりますので、相当苦心して計算をされた跡があります。これは、ある面でいうと当然でありますけれども、場合によっては1を割ってもやらなきゃならん事業も結構あるわけでありましてけれども、それは余り表に出てこない。しかし、少なくともそういうことは世間の常識として、B/Cの1を超すべきであるということはあるのですが、私はいつも悩んでいるのは、例えば自然環境にかかわるような項目が出てきた場合には、一体それはどういうふうにベネフィット、もしくはコストとして評価すべきなのかということをよく質問するんですけども、これに対しては的確な答えはございません。ただ、自然再生事業に関しては、今のところそういう形でなかなか費用が集まらないという理由の一つは、やはりベネフィットが明らかになっておらないということでは

ないかなと、いつも思っているわけであります。

自然再生というのは、精神論としてはすぐ言えるわけでありますけれども、具体的に何がどういうふうな世代を越えて値打ちがあるのかということ啓示的に出すのは、これ非常に難しい。むしろ定性・定量評価的な方法ができないものかなと思うわけであります。その辺はいろいろ、VMV法とか、いろいろあるんですけども、これもなかなかうまくいかないとよく聞いておりますし、実際に私も体験いたしましたけれども、そののところでどういうふうな考えるかというのは、これから財政的な基礎を継続的につくれとかという意見もたくさんあるわけで、それは当然のことなんです、一番大きな問題はどちらかなというのをぜひ考えてみたい。これが一つです。

それからもう一つは、先ほど住民意見の問題を難波さんからご説明いただきましたけれども、協議会をつくっていく上でどこが主体になるべきなのかというのが、いつも問題になろうかと思っているんです。住民意見が主体になるべきなんでしょうけれども、形の上でお金を出すところがどうしても主体になりがちでありますから、そういうスタイルといいますか、組織のスタイルというものはやはり議論しておいた方がいいのではないかなという感じを持っております。

以上であります。

【小野委員】 ありがとうございます。これは今すぐにお答えというわけにもいかないでしょうけれども、何かこのことについて、ほかの方からもご意見いただいた方がいいのではないかなと思うのですが、先生いかがですか。

【進士委員】 今、小野先生おっしゃったB/Cの話は、私もちょっとおつき合いをしていて、つくづく思うので、そのとおりだと思います。

それで、ちょっと二つ意見を申し上げたいのですが、一つはちょっと細かいことですが、資料9のやんばるの協議会の意見の相違が、自然再生の対象及び保全の考えと。対象はいいのですが、保全の考えを2年やってもだめだったという主たる論点は何か、関心があるので後で教えてください。小さい話です。

それで、意見は二つあります。一つは環境教育ということ。これは資料4の5ページですけども、関心の薄い人にどうアプローチするかとか、それから文科省への期待というのが入りますし、下の方にも科学的知見云々とか、いろいろありますが、少し大きく考えると自然を理解できる次世代の国民の育成が、実は一番大きい課題だと思うんですね。自然再生を個別のプロジェクト、つまり事業、従来の公共事業が建設型だったのを保全型事業に変えるという話ではないわけですね。それはそれで、部分的にはそういう性格の部分もあるでしょうけど、本質的には私は次世代の国民を、まさに自然とか、循環とか、当たり前前を当たり前として理解して判断できる人間をどうつくるか。むしろそのプロセスでもあると思うんですね、自然再生推進というのは。

ですから、そういう意味で大きくとらえれば、関心の薄い人どうのこうのというのもそ

うだし、今、子供の問題、学校教育でどうするかというのもそうですが、すべて環境教育とか、環境体験をどうするか、それを学校ではどうするのか、企業の社会貢献、CSRなどでそれをどうサポートするか。各主体、いろいろな大人のセクターがあるわけですが、それがそれをどうフォローするか、参加していくか、そういうことだと思うんですね。ですから、そこは全体の話なんですね。

それからもう一つは、農水省の話なんですけど、ここには循環型農業へもっと積極的にというのがあります。これも現実にはメニューにはたくさん挙がっているわけですが、実質的にはなかなか行っていない。それもやはり経済性の話が一方にあるからですが、社会全体が例えばオーガニック製品を相応に買うというような、そういう価値観に変わっていけばいいわけですから、ちょっといろいろ申し上げましたが、一言でいうと全体が環境教育、あるいは環境体験の勧めだと思いますので、それを細かく割ってやるのでは、うまくいかないだろうと思います。

大きく二つ目と言ったのはそれでありまして、先ほどのカラーのパワーポイントの事例で大変丁寧にご説明いただきましたが、後半で地域住民による活動もいろいろあるとか、主体がどこであるとか、いろいろありました。例えば阿蘇でいいでしょうか、4-2ですね。阿蘇の草原再生のところで、ここは農水の事業、ここは環境省の事業、事業もグリーンワーカー事業、自然再生事業、細かく分かれているわけですね。役所の整理では、これで正しいと思うんですね。ただ、自然再生の考え方からいうと、地域全体があって、その地域の自然、その自然は一次自然、二次自然、あるいはもっとカルチュラルランドスケープというような社会性を持った環境の全体像とか、そのあるべき姿を目指しているわけですね。ですから、それを支えるために何をやるか。それが個別の事業化しているわけです。これをお金を出す側で分けると、多分補助金をもらったり、申請書をつくったり、この労働量が相当なものですよね。私は、これは専門職にならなきゃいけないのではないかなと思うぐらいなんですけどね。ですから、そこをどうするか。つまり自然再生推進法をわざわざ国がつくって、地域を決めて関係者を整理して協議会をつくったというのは、一種の特区のように考えて、その全体は、もうちゃんとしかるべき審査が終わって計画がある程度了承されたら、個別の細かいのはまとめて、どこからか、各省のお金をまとめて渡してもいいんですけどね。地元のコーディネーターといいますか、あるいはマネージャーとか、幾つかきちっと行政がむしろ責任をとるなら、その地域の自治体でも構いませんが、何かそういうような地域全体をまとめて扱える主体決めて、それでやると随分簡略化して、むだな事務経費もなくなるというか、減るのではないかと、こんな気がいたします。

結論は、先ほど小野先生がおっしゃったB/Cの話なんですけど、私は大きくいうと社会システムの中に自然尊重とか、自然との共生、ここでは自然再生なんですけど、そういうものをどう定着させるかということなので、5年間でそこまでとてもいいかなし、これからの5年でも多分大変なことだと思いますが、各省にお願いしたいのは、基本的思想として

は、社会のシステムのあり方が、先ほど来言っていますように産業、経済いろんなものがありますけれど、何を考えても自然再生とか自然との共存・共生は当然そこに組み込んでいくと、そういうふうにと考えると小野先生が言われたベネフィットというのが消せるのですよ。個別にしているから全部ベネフィットとコストを計算しろと言われるんですね。だけど自然というのは全体のベースなのに、それを細かく分けてベネフィット出せという方が無理ですよ。だけどやっていますよ、みんな。それは相当いんちきをやって積み上げてごまかしているわけで、そんなのに時間を割く意味があるのかということですよ。このあたりはやはりマスコミの人たちにもっと理解させないといけないと思います。そのB/Cでやると正しいんだという妙な価値観を徐々にマスコミが植えつけているように私には見えるんですね。ですから、そういうのはおかしいと自然を扱う人間からきちっと言うべきだと思います。自然環境というのはそんな個別のベネフィットを細かく出せるものではないということをおね。

以上です。

【鈴木委員】 今の進士委員の意見と半分同じなんですけど、2点申し上げたいと思うんですが、きょうは包括的なご説明をいただきまして、大変な作業だったと思いますが、おかげさまでよくわかりやすくなったと思います。

一つは、この自然再生法の基本理念は、ここを見ますと「自然再生は健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに」とあるんですが、これは動かしていきますと、何のためにするんだと。やはり人とのかかわりというのがようやく出てきて、それで地域だとか、産業だとかというのが今度いろんな形で出てきたと思うのです。やはり人とのかかわりなくして、自然再生するというのが多面的な機能と人とのかかわりになるがゆえに今度リンクしてくる。そういうようなベースで人とのかかわりを将来的にどうするんだというところがあって、初めてこれがいい成果をもたらすのではないかというスタンダードポイントだと思います。

その中で、ヒアリングの調査結果の4ページの一つにあるのが気になったんですが、これは細かいことですが、組織のあり方で構成員は活動者に限定すべきだというような、こういうクローズショットといいますか、もともと日本国のあり方の問題の一つの事象として、こういう協議会をつくってやっているわけで、それがやはり最終的には教育の問題にかかわるだろうし、国民のあり方にかかわるんだというスタンスが少しずつ、今出てきたのかなというふうに思います。地域、産業との関係はどうだというようなことまで含めて考えますと、その上でB/Cの話なんかもリンクするのかなというふうに思います。

それからもう1点は、このファイナルゴールというのは、やはりサステナビリティというか、持続可能なものをターゲットにしなくてはいけないと思います、将来的には。それを掲げて、そのオートノミーに任せるとというのがスタンスだと思う。そのときに二次林みたいな常に人の腕がかかわらないと維持できないのはどうするんだと。これはやはり人と

のかかわりの問題で、これもオートノミーが働くようにセットアップすべきで、自然だけに任せたら多分そういうことはできないわけですから。ですから、そういう初めからの設定を、原則は持続可能がファイナルゴールで、その中に人のかかわりというのもインボルフされるのだと、そういうふうに思うべきではないかというふうに思います。

以上です。

【辻井委員長】 ありがとうございます。ちょっとここで、さっき進士先生から一つ質問があったんですね。リュウキュウアユを蘇生させる会が解散したことについて、どういうことだったんだろうということですね。もし説明できるんだったらお伝していただいて、そしてまたご発言いただこうと思いますが、どうでしょうか。

【国土交通省環境政策課課長補佐（西村）】 国土交通省でございます。資料9にございますけれども、当方の河川局から、事務局を務めておりました沖縄総合事務局、こちらは内閣府さんの出先になりますけど、そちらに問い合わせ、資料9のペーパーをつくっていただきました。おっしゃるように、これだと具体的によくわからないなというご指摘、大変重要だと思いますけれども、私どもの方でも問い合わせたところ、ちょっとこれ以上のものは元協議会として整理できるものがないということで、一応これが私どもでできる最大限だというふうに聞いております。

以上です。

【辻井委員長】 要するによくわからないということですね。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 私がちょっと現場、環境省の事務所も少しかかわっていたので聞いたところでは、河川を中止に対象を割とそこに、河川にフォーカスして事業をしていくか、海も含めてもっと総合的に広域的に取り組んでいくかというところで、なかなか意見がまとまらなかった。それで、一遍解散して、もう一回考え直そうというような議論があったというふうに聞いております。

【辻井委員長】 もう全然やめてしまうというわけでもないんですね。考えている最中とか、そういうことなんですかね。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 その辺、現在の状況はちょっとわかりません。

【辻井委員長】 わかりました。ありがとうございます。

鷺谷先生、どうぞ何か、お手をお挙げになりました。

【鷺谷委員】 今、コスト・ベネフィットのお話の流れがありますので、それを切らないように、少しそのことを発言させていただいてから、その後もう2点ぐらい発言させていただきたいと思うんですけれども。

まず、ベネフィットの方は経済的なものにとどまらない、多様な価値を認識する必要があるというのは、もう当然過ぎるほど当然のことだとは思いますが、今、こういう自然再生に使うお金も含めて、そういうお金を動かしている方たちの感覚からいうと、やはり貨幣価値でとらえるものもそれなりにあると思いますので、貨幣価値で計算するこ

とも、一方でそれではとらえ切れない価値があるということを踏まえた上ですけれども、必要があるのではないかというふうに思っているのですが、その場合にも長期的、広域的な観点からの経済的な評価が重要だと思うんですね。それで、産業連関表というものを使った分析があり得て、それだと例えばどこかの自然が再生されて、その地域のある特定の産業が盛んになったことによって、どういう波及効果があるかがとらえられる手法なんだそうです。

それで、実際に釧路公立大学の経済研究センター教授の小磯修二先生という方が、この自然再生と関連があるかどうかはわからないんですけども、どこかの道路をとめて、そこは自然を劣化しないようにすると、その道路をそのまま車が走っているよりずっと経済効果が高いということを、そういう産業連関表分析が出されたということも聞いていますので、それが要求される場面、貨幣価値での評価が要求される場面では、手法をさまざま変えれば、必ず公共事業に投資される費用よりも大きな経済効果があるということはお出くろのではないかと思います、波及効果を見れば。

次の点は、日本学術会議の自然環境保全再生分科会で、意見交換をさせていただきまして大変ありがとうございました。この分科会は進士先生が環境学の委員長をされていて、そのもとにある分科会なんですね。最初から自然再生に関してはかなり関心を持っておりまして、この自然環境保全再生分科会という名前もその関心をあらわしています。

資料3、大変よく意見交換結果をまとめていただいています。学術会議は事務局の機能がそれほど十分ではないものですから、審議した内容をまとめるのにはいつも苦勞するんですけども、こういうふうにまとめていただけてありがたいので、委員の皆さんにも配らせていただければと思っているんですけども、この中の1点ちょっと補うような発言になるかとも、あのときは時間が少なかったので十分議論できなかったのですが、全国的視点に立った自然再生の推進についてなんですけれども、これに関しては第三次国家戦略で提案されている生物多様性総合評価でホットスポットを見出す。生物多様性のホットスポットですから、本来豊かで固有性の高い生物多様性で特徴づけられる場所であるにもかかわらず、その価値が損なわれるような危機に瀕している場所が生物多様性ホットスポットになるわけですが、そういう科学的な総合調査によって、それを見出していくということも重要だと思うんですけども、それは少し時間を有することなのかもしれません。

けれども緊急に必要なこともありそうな気がしまして、つまりもうある程度評価されていて、国際的な評価も受けているにもかかわらず、劣化が進行している場所については、緊急的な自然再生の課題が全国的、広域的な視点からあるのではないかということで、この遺産とか、ラムサール湿地についての提案があります。遺産については、危機遺産という制度もありますが、ラムサール湿地について、危機ラムサール湿地というのがあるかどうか私はよく存じ上げていないんですけども、昨今の人員由来の自然環境の変化はかなり急激なものですから、登録時の環境水準が維持されていないサイトも、残念ながら今は

かなりあるのではないかという印象を持っているんですね。そういうところは、もう全国的、広域的関連から必要ということは明瞭なので、そういうところで自然再生が進められるような仕組みが必要なのではないかと思うんですけれども。

先ほど制度の一覧を出していただきましたけれども、そのサイトに市町村などが熱心に取り組んで、指定にあるいは登録されたような場所ですと、もう財政的にも厳しくて、例えば半分補助ではとても自然再生が始められないような気がするんですね。財政的だけではなくて、登録時は一時の盛り上がりなので、事務局等も運営できるのかもしれませんが、自然再生となると若干長期的な視点で進めなければいけないことでもあると思うんですが、市町村レベルになりますと、もう環境を担当する部署すらないと。自然環境を担当する部署は全くないことが多いので、いろんな協議会を立ち上げるにしても、その後のことにしても全国的な支援、国が補助をすとか、そういうことには限らないかもしれませんが、いずれにしても全国的な支援がないと、市町村で緊急的な課題があっても自然再生を進めることが難しいのではないかと思いますので、そのあたりの何か制度がもう少し改善されるといいなという気がしています。

それからもう1点は、温暖化との絡みなんですけれども、日本は割合みんなのんき、研究者も含めて、気候変動が何をもたらすかについて余り危機感を持っていない面もあるんですが、ここ1～2年に発表された研究論文などを見ても、これからその影響が激化してくるということはかなり確かだと思われまますので、温暖化との絡みで緩和策とか、適応策ということになりますけれども、生物多様性をどう扱っていったらいいかという観点を自然再生の中に、例えば配慮事項として取り上げるとか、あるいはもっと正面から温暖化と生物多様性を対象とするような自然再生事業もあってもいいのではないかと考えています。

以上です。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。どうぞ。

【近藤委員】 最近社会的共通資本といいますか、いわゆる社会資本整備だけではなくて、制度資本という考え方。今、自然再生推進法というのは、ある意味での制度資本で、マクロ的に大きな指針を出していただいていると思うんですけれども、この社会資本と制度資本というものの目的がどうも違うのではないか。つまり社会資本の方では個別の法律に基づいて財源が確保されて、いわゆる単一目的というんですか、そういうぐあいに動いているんですけれども、制度資本としての自然再生推進法というのは、本来のところていくと重ねというんですかね。いろんな省庁、いろんな法律に基づく財源、こういうものが大きなマクロ的な視点のもとに、どれだけ目的に向かって対応していけるか。もう一つの資本としては自然資本というのが位置づけられて、この三つが相互にかかわっているところが、まさに自然再生推進法の本質だと思うんですけれども、この辺がどうもうまく整理されていないというんですかね。ですから、もう一度総合的に、この辺の制度としての自然再生

推進法プラスこの社会資本整備、それから自然資本というこの三つをどういう形で重ねていくかというところがかなり重要になってきているかなと。それが次の5カ年たったの見直しの考え方の一つがここにあるのかなと感じました。

それともう一つは、先ほどから環境教育という話が出ているんですけども、一番問題なのは、我々も随分大学として地域の小学校とか、中学校にお手伝いしているんですけども、そこで問題になるのは役割分担で文科省の環境教育の定義みたいところで、能力の育成とか、態度の育成と出ているんですけども、能力は各小中学校で総合学習の時間とか何かの形でやれるんですけども、態度の育成でもって関心を持ちなさいといったときに、体験学習的にフィールドに連れていくというのが非常に重要な要素になっていまして、連れていくときに問題になるのが、担当教員の事故が起きたときの瑕疵問題と、それから父兄の理解といいますかね。校長先生が幾らやりましようといっても、結局両親がうんと言わないと行けないとか、小学校の教員の責任を回避するというか、それにかわる代替措置としてNPOが出てきたりするんですけども、どうもその辺の役割分担もうまくいっていない。ですから、この辺をどういう形で体験教育、あるいはその環境教育に、またこういうものがせっかくできて、次世代の日本の背負う若い子供たちに、どういう形でこれにかかわらせるか。これも一つ大きな課題かなという感じがいたします。そういう意味で学校等の対応と、それから社会資本の共通的資本というものをもう一度考えていただきたい。

それから、河川等でいろいろと昔B/Cが出てきたときに、B/Cの評価の中でどうもあらかせないものがあると。それは過疎というか、農村地域というんですかね。都市であれば都市の沿岸部が台風、高潮で被害を受けたときに、どのくらい土地が浸水して財産が破壊されて人命が死ぬかというのが非常にわかりやすく計算するんですけども、田舎では田畑しかない。田畑だとどう計算してもその投資に見合わないんですね。私もちょっと国土交通省の委員のときに、このB/Cの計算のときに、いわゆる文化財とか、それから鎮守の森とか、この辺をどう評価するか。やはりもう一度考えていただいけませんかということで、たしかそのときの作文には盛り込まれたんですけども、B/Cの話になって形になったときに、どうもその辺のところが出てこないというんですかね。コスト、どう見たって1を超えるということはあり得ないところがたくさんありまして、もう一度すべての法律について、B/Cという先ほどから出ている考え方を変えないといけないかなという感じがいたします。

そういうことで、その三つをお話いたしました。

**【辻井委員長】** どうもありがとうございました。どうぞ大和田先生。

**【大和田委員】** 今までいろいろ議論が出てきておりますが、やはりB/Cといいますか、このところはお役所で今まで考えてきたものと、これから自然再生協議会でやっていくもの、これはかなり隔たりがある。今、近藤先生がおっしゃったように、いろんなところ

で1を超えるところはない。だけど非常に大事だと。この辺はきょうたくさん議論が出ましたので、ぜひ大事にさせていただきたいと思います。

今、環境教育の話をしたんですが、我々大学で地域とかかわっていくこと、これも大事なんですが、自分たちの学生に環境教育をしていく。この辺でもいろいろ問題がございまして、環境、自然に出ていこうといったときのリスクといいますか、我々熊本の県立大学、非常に小さな大学で環境教育をやっていると、いつも外に出る、これが非常に危険になってだんだん心配になって、どんどん縮小してしまうのではないかと。これが一番心配なところですね。この辺は文部科学省も含めて十分お考えさせていただきたいと思います。

実際に我々が干潟で活動をしておりますと、高等学校でも校長先生あるいはそこで関係している先生がしっかりしていると、秋から冬にかけて、潮が引くのは夜中なんですね。午前の2時とか、3時にみんなで待ち合わせて干潟の海へ出るわけですから、そういうときに先生がしっかりしていると、たまたま高等学校には宿泊施設があるとか、そういうことで彼らが一緒に活動に出てきてくれる。こういうことは非常にこれから大事なことじゃないかなと、そんなことを感じています。

あともう一つよろしいでしょうか。今回19出てきたわけですが、一昨年ぐらいだったでしょうか、8番目、霞ヶ浦ぐらいのときに、私は海が少な過ぎるのではないかという発言をしたことがあったんですが、19そろってきまして、大分広がりが出てきているということで、いい方向に向かっているのではないのでしょうか。あとは海をやる、あるいは陸上のどこかで自然再生をしていこうというときに、その流域圏を十分考えましょう、広がって考えていきましょうということが、今後は非常に大事になってくるのではないかなというような気がしております。

あと、今回5年が経過したということで、随分細かくまとめていただいたんですが、私なんか、最初の人にこのぐらいいろんなご意見、方向性を聞いていけば、もっともっと前向きにいろいろと発言できたのではないかなというぐらい非常によくまとめられていて、これをぜひ今入っているグループだけではなくて、これからやろうとか、始めようと、そういう全国のそういうグループに広報活動というんですか。そういうことをぜひお願いしたいと思います。

**【池谷委員】** 5年たちまして、全国でいろいろ始められたことは高く評価をするわけがございまして、しかし、その内容は国際的に見るとかなりレベルが違うなという感じがするわけがございまして、本来自然再生というのは日本のこれからの国づくりの根本でございまして、本来こういうときには総理大臣に出てもらって、金どうするのというそういう話になるんですよ、本来は。その辺がちょっと違っているのかなという感じがするんですね。ですから、この委員会も国内視察はいいのですが、国外視察をやって、どのレベルにいるのかということをやったり見てもらわないと、ちょっと議論のあれが違っちゃうんですよ。そういう感じがするんですよ。

基本的には自然再生は土地利用の問題でして、今までの都市及び都市関連開発をやってきた。そのときに自然をどこに残すんですかということ余り考えてこなかった。だから農林水産も同じですよ。やはり戦後の食糧難があって、いろいろ開発してきた。どこに自然環境を残すの、どこは開発するんですかということ余りやってこなかった。その弊害が出ちゃっているわけで、したがって、これからどうしますかと聞かれているわけですね。だから、まさしく土地利用なんですよ。

例えば、欧米で言われているのは、今の経済上からもはや使わない土地、それからまた経済上合わない土地は基本的にもとの自然に戻しておくんだと。これは国の哲学だと言っているんですね。例えば日本でいいますと、農業関係では大体38万ヘクタールぐらいの耕作放棄地があるわけですよ。38万ヘクタールもあるんですから、それをどう自然に戻しますかという議論がなきゃいけない。国土交通省側から見ても、例えば河川の治水どうするかということ。例えばEUがやっている考え方は、極力自然に戻そうよと。そうすると堤防はもっと小さくていいのではないかと、ダムも要らないのではないかと、こういう考え方があるわけですよ。

農水省側で土地が余ってしまっている。片や国交省側で一生懸命堤防をつくるのに、また金かけている。この辺の考え方が根本的に変わらないと、本格的な自然再生はできていかないんだろうなと思うんですね。その采配はどこで振るんですかということが最大の問題でして、そういう土地利用をきちっと見ていくということが一番、二番目に今言ったこのいろんな具体的な事例の中で、どういう技術が必要かということはあるんだろうと思うんですよ。そういった大きなことを本当はこの会議でやるべきなのであって、小さいことをごちよごちよ言うところではないんだろうなという感じが私はしているんです。

それからあと一つは、鷲谷先生ご指摘の大きな問題になってきました地球温暖化の問題ですよ。これと生物多様性をどうドッキングされるかというのは、非常に大きな問題がございまして、これから日本でも入ろうかと言っているキャップアンドトレードですね。これが行きますと、実は生物多様性がかなり飛んでしまう可能性が高い。これは非常に危険でございまして、今後の国のあり方に対して、自然再生専門家会議として、当然この部分を見捨てては通れないんだろうと思います。

もう一つは、我々は都道府県市町村の話ではなくて、日本の国をどうするんですかということ語っているわけで、その大きな部分の議論をもうちょっとする必要があるのかなという感じがします。

**【辻井委員長】** ありがとうございます。

きょうは一通り皆様からのご意見もいただいて、まだあるかとも思いますけれども、ちょっとまとめてみますと、ちょっと順序はいろいろですけども、環境教育は非常に重要ではないだろうかというご意見を何人からもいただきました。それにはいろんな問題がある。リスクをどうするかとか、あるいは文科省の方もいらっしゃってきますから、ぜひお

考えいただきたいんですけども、文科省でどういうふうを考えるだろうか、どういうふう  
にそれをやるようにするだろうかという問題が一つありますね。

それから、コスト・ベネフィットの問題。これはまさに大きな問題だろうと思います。  
私のその釧路での経験で言っても、マスコミもそういう目でというんでしょうか。単純に  
評価するということをやっているのではないかというお話もありましたが、昔やった経費  
がこうこうで、今度これぐらいでやるんですけども、それを計算で出すわけですね。昔と  
経費のあれが違っているんですけども、30年前にこうこうだったんですけど、どうとい  
うの、どっちが得かというのは、今やっても損じゃないかという論理も出しておくとい  
う場合があったりします。

それからあと、学術会議の方です。鷲谷先生がおっしゃった世界遺産とラムサールサイ  
トからやったらどうだと。今ちょっと見たんですけれども、自然再生協議会が行われてい  
る中では、釧路とサロベツと石西礁湖はラムサールサイトじゃなかったかな。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 石西は入っていない。中海がラムサールで、協議  
会を今つくろうとしている段階です。

【辻井委員長】 釧路とサロベツは入っています。実際にそれを頭に入れてやるというこ  
とになっています。

それから世界遺産については、知床ですけれども、まだいわゆる協議会をつくってどう  
こうというふうなことにはなっていませんが、各2案も含めて今いろんな動きがあります。  
それに市民参加をさせようという話まで、ちょうど先週、そういう話までできております。

それから、池谷先生からお話のあった、自然保全というのは土地利用の一つの形じゃな  
いかというお話で、国土計画的に考えるべきじゃないかというのは私も賛成ですが、例え  
ば国際的なPRというのでしょうか。こういうことをやっているんだというのは、ラムサ  
ール会議のときに、もう3回前ぐらいから、ぜひそういうのをやるべきだろうとって、  
釧路のケースは、担当が北海道開発局ですけれども、それが毎回出ていって、ここまで進  
捗した、ここまで進んだというのをやって、この10月の韓国でやるときにも持っていく  
準備をしています。PRはやっているんですけれども、まだまだ足りない点が確かにある  
と。逆に言いますと、よそからも来てもらって見てもらうとか、そういうことが足りない  
のではないかという気がいたします。

いろんなお話が出ましたので、これを少し整理してもらって、19日のまとめに備えて  
いただきたいと思っておりますけれども、何かそちらの方からでも。どうぞ。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 いろんな角度からの意見をありがとうございました。  
今、辻井先生からもポイントをいただいたところです。環境教育の重要性、たくさん  
の意見をいただいて、第三次の生物多様性国家戦略の中でも、いかにこの社会に自然の問  
題、生物多様性の問題を浸透させていくかということところが非常に重要ということで、大き  
な柱として挙げました。この自然再生と環境教育を結びつけていく上で、環境教育全体の

施策の中で、自然再生との関係をどうつくっていくかというところがすごく大事になってくるかなと思っています。

それから、事業の評価、最初の説明の中でも国家戦略の中でも自然再生事業にふさわしい事業の評価のあり方を考えていく必要があって、自然の面での評価だけではなくて、社会経済的な面での評価も含めた評価のあり方を考えていく必要があるということも掲げたところですので、その辺の評価のあり方も、今回の見直しの中で大事なテーマにしていけたらなというふうに思っています。

それから、小野先生から協議会の組織のスタイル、どういうのがいいのかと。これは一律ではなくて地域の特徴に合わせたスタイル、効果的なスタイルが追求されるべきという気がするんですけども、新しい形として19番目に中海の協議会ができました。さっきのラムサールとの関係でいうと、釧路湿原とサロベツと中海で協議会ができたところでラムサール登録地になっているところなんですけれども、中海は、呼びかけの先頭を切ったのは大学の研究者の人たちが中心になったNPOが呼びかけて、むしろ行政機関は応援できるところは応援しましょうということで、協議会に参画をして、NPO主導で地域のビジョンづくりに今精力的に始めているところと。急ピッチで勉強会を重ねて地域のビジョンを描こうとしていて、そのビジョンに向けて行政機関も地域のいろんな団体も協力できるところは協力していこうというような、ちょっと従来とは違う形の組織のスタイルというのも出てきています。そんな動きも参考にしながら、協議会ごとに特徴があつていいと思うんですけども、そういう組織のスタイル、どういうのが効果的なんだろうというのは、今後大事な点かなというふうに思っています。

それから、大きいスケールで考えていく必要があるという話もたくさんあつたかと思えます。持続可能な社会をつくっていく上で、自然共生社会づくりが三本柱の一つ、循環型社会と低炭素社会と自然共生と、その三つを束ねて持続可能な社会をつくっていくと。そういう大きな国づくりの中で、この自然再生というのを位置づけていくというのが、ますます5年前に比べて、私は重要性を増してきているのではないかなと思っています。三次の国家戦略の中でも、広域的な県域レベルでの生態系ネットワークを具体化させる必要があるということも掲げたわけですけども、そういった広域的な動きと、この自然再生を結びつけていくということも、前回の戦略でもそういう視点が大事だと再生の基本方針の中で書いているところですけども、そういった広域的な展開とつながるような視点も、今回の見直しの中で大事にしていきたいなというふうに思っているところです。

そんなことで、きょういろんな角度から意見をいただきましたので、19日が次の会になります。その会議で5年間のレビューの取りまとめと、今後どんな点が大事かというようなことをまとめていきたいなと思つていまして、そのまとめる作業を各省とまた相談をしながら進めていきたいと思つているんですけども、その過程で個別に先生方にご相談したい点も出てこようと思つていますので、その際には連絡をさせていただいて、19日に向

けて準備をして、次回19日のときには今後の改善ポイントをまとめるような材料を用意して、先生方からまたご意見をいただくという形で、次回開催をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【辻井委員長】 わかりました。

【進士委員】 もうごあいさつ終わったのにすみません。学術会議に五つ分科会があって、環境教育の分科会が今やっているんですね。環境教育は環境省が相当やってきたのも承知していますが、きょうは出口さんがおられるので、文科省にもうちょっと学校教育にしっかり位置づけていただきたい。もちろん随分やっておられるんですけど、ちょっとばらつきが大きいんですね。社会教育課の方に文句を言ってはいけないので、学校教育の話ですから申しわけないのですが、報告を出したいと思っておりますので、ぜひ文部省としても本格的に環境教育にお取り組みいただきたい。お願いをしておきます。

それから、全体の配置で、私がもう一つだけ申し上げたかったのは、名古屋、つまり大都市圏、自然再生は国の果てでやっているというイメージがあり過ぎていけない。主体的にかかわるのは圧倒的な人口が多い大都市部ですよ。だから広島とか福岡とか、大阪は岸和田でやっているから、名古屋圏に働きかけるという話ではないんですけど、やはり大都市民が積極的にそういう意識になるためにも、フィールドがそばにあるということの重要性をぜひ上手に、19日のときにメモっていただくとありがたいと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。それでは、ほかにご意見なければ、これで閉じさせていただこうと思いますが、19日は小野先生ちょっと重なる会合がおりなんだけど、時間は何時ですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（難波）】 1時からです。

【辻井委員長】 それでは、これで閉じさせていただきます。そちらへお返ししますけれども、よろしいですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（難波）】 どうもありがとうございました。

特に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして本日の専門家会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。